

社会福祉法人彩桜会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人彩桜会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

- 2 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職金の支給について、評議員会が必要があると認めるときは支給額は評議員会において決定する。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 800,000 円
理事	月額 500,000 円

別表第2（常勤の理事の賞与）

7月の賞与	報酬月額×2 か月分
12月の賞与	報酬月額×2 か月分

別表第3（非常勤の役員の報酬）＊日額は、源泉所得税控除後の金額とする。

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	15,000 円
理事会・評議員会等への出席、その他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表第4（評議員の報酬）：日額は、源泉所得税控除後の金額とする。

	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円